

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

昭和三十年四月十五日
鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第十三号

開拓地被害農業者の經營資金の融通に関する規則
(目的)

第一条 この規則は昭和二十九年の台風又は冷害によつて災害を受けた開拓地農業者及び開拓農業協同組合に対する資金の融通を円滑にする措置を講じその經營の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則で「開拓地被害農業者」とは開拓地に

入植している者で、昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百二十一号)第二条第一項前段に該当するものをいい、「開拓農業協同組合」とは開拓地被害農業者が組合員として加入する農業協同組合をいう。

規則

開拓地被害農業者の經營資金の融通に関する規則をここに公布する。

2 この規則で「經營資金」とは、知事の指定する融資

機関（「以下融資機関」という。）が次に掲げる資金として開拓地被害農業者又は開拓農業協同組合に対し当該資金に充てるため貸し付けるものをいう。

一 肥料、種苗、飼料、薬剤、その他營農資材の購入資金

二 開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）により融資を受けた資金の昭和二十九年度の償還のため必要な費用

三 その他知事が必要と認めた資金

（利子補給金の支給）

第三条 県は融資機関がこの規則の定めるところにより経営資金を開拓地被害農業者又は開拓農業協同組合に貸し付けたときは、当該融資機関に対し利子補給金を支給する。

2 前項の規定により県が融資機関に対し支給する利子補給金の額は、当該補給金の対象となつた融資額について年五分五厘の割で計算した額とする。

3 利子補給金を支給する年限は六年以内とする。

（融資額）
第五条 開拓地被害農業者及び開拓農業協同組合に対する融資の利率は年六分五厘以内とする。
(融資期間及び償還方法)

第六条 融資期間は五年以内とする。
2 儿還方法は、一年以内据置年一回元本均等償還とする。

（損失補償）
第七条 融資は、昭和三十年七月三十一日までに行い、その総額は三百万円を限度とする。

第八条 融資機関より融資を受けたものに償還期到来後三月を経過しても元本又は利子（遅延利子を含む。）の履行遅滞がある場合は、県は融資機関に対して当該損失額又は当該損失補償の対象となつた貸付金総額の百分の三十に相当する額のどちらか低い額で損失補償をする。

第九条 融資機関は、前条の損失補償を受けた後に置いて当該融資にかかる債権の回収を行つた場合、損失補償額より債権行使のため必要とした費用を控除し、残額があるときはこれを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充て、なお、残額があるときは、その金額を県に返納しなければならない。

（補給金の制限等）

第十一条 融資機関がこの規則に違反したときは、知事は、

一部を支給せず又はすでに支給した利子補給金の全部若しくは

若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

鳥取県告示第百八十二号
昭和二十九年に実施された定期種畜検査に基き種畜證明書を交付されたもののうち、その種畜證明書の有効期間が昭和三十年定期種畜検査実施の日前に満了するものについては、その種畜證明書の有効期間が家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六条第二項の規定により、昭和三十年定期種畜検査の日まで延長された。
昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

次の種畜につき種畜證明書の書換交付があつた。

昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

（貸付限度）
第四条 開拓地被害農業者に対する貸付額は、市町村長が認定する損失額の百分の二十に相当する額又は三万円のどちらか低い額の範囲内とする。
組合員たる開拓地被害農業者が借入することができる金額の合計額とする。

2 開拓農業協同組合に対する貸付限度は、当該組合の田地のどちらか低い額の範囲内とする。

00648
第2607号

種畜証明書番号	名号	品種	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭二九鳥取一第七二号	富岡	黒毛和種	鳥取県倉吉市 山口	收
				鳥取県倉吉市 衣笠 由美

鳥取県告示第百八十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条

第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 登録まつ消年月日

鳥取県知事登録 (ろ) 第二〇八号 昭二八、三、九 山陰中央土木 有限公司 大山初太郎 昭三〇、三、九

〃 第二五〇号 〃 三、一九 福尾洋行 岩美郡岩美町岩井 吉浦 博治 三、一九

〃 第二五五号 〃 三、二八 米村組 鳥取市吉方 米村 稔 三、二八

鳥取県告示第百八十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廢業があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

次のように肝蛭の検査並びに駆除を実施するので家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査並びに駆除をうけることを命ずる。

鳥取県告示第百八十六号
昭和三十年四月十五日

一 実施の目的 肝蛭予防のため、別表のとおり

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲 肝蛭検査駆除—牛（但し生後三箇月以内のもの及び分娩前一箇月又は分娩後十日以内のものを除く）

四 實施の期日 別表のとおり

登録番号	登録年月日	名称	所 在 地	申請者氏名	登録まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ろ) 第二一三号	昭二八、三、二六	橋谷組	倉吉市堺町二丁目二七一	橋谷 幸吉	昭三〇、三、二五

五 検査の方法

肝蛭検査—渡辺氏式虫卵検査及び小野氏式皮内反応検査

駆除—ヘキサクロエタン製剤投与

別 表	実 施 期 日	実 施 区 域	实 施 场 所
	四月十七日	西伯郡西伯町天津	同上
	十九日	"	"
	二十日	"	"
	二十五日	賀野村	"
	二十六日	日野郡江府町下蚊屋	"
	二十六日	西伯郡賀野村	"
	二十六日	助沢	"
	二十六日	日野郡江府町宮市	"
	二十六日	宮市原	"

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷
行 務 所
鳥 取 县
者 縣
所 縣
鳥 取 市
鳥 取 市
市 東 町
縣 町
印 刷 所

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必読

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

- 本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規定等をこの
公報に登載して公布しております。
- 国に官報、県に公報あり、是非公報を読み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講読料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課